

令和5年3月3日改定

# 沖縄県ちゅらパーキング利用証制度 区画運用マニュアル (協力施設用)



令和4年3月

沖縄県子ども生活福祉部

障害福祉課

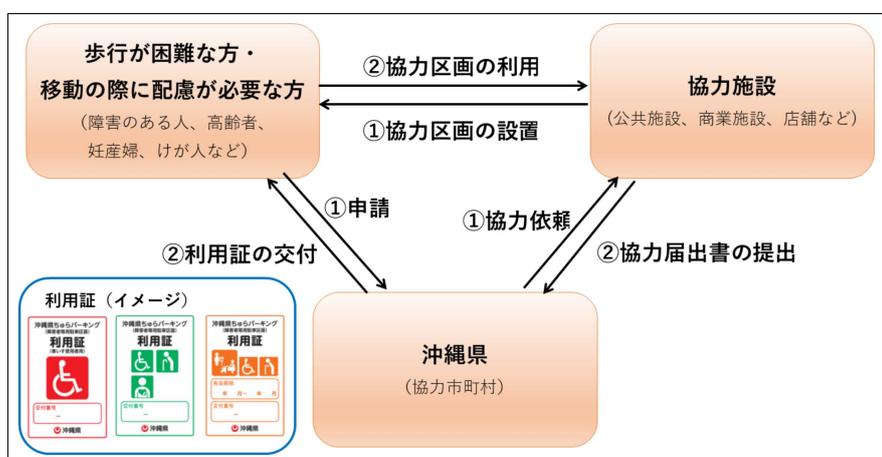
# 目 次

○制度概要	1
○協力区画登録の流れ	2
○区画の設置について	3
○区画の表示方法について	5
○区画の管理について	8
○協力届出書（記入例）	9
○注意喚起チラシ	11
○制度に関するQ & A	
1 制度内容について	12
2 利用証・区画の利用方法について	15
3 区画の整備・管理について	18

# 制度概要

## 1 目的・効果

- 障害者等用駐車区画（車いすマークのある駐車区画）は、バリアフリー法や沖縄県福祉のまちづくり条例に基づき、一定の施設に設置が義務づけられている駐車区画です。利用対象者が明確でないため、必要性の低い方が駐車するなどの不適正な利用があり、本当に必要とする方が駐車できない課題があります。
- 沖縄県ちゅらパーキング利用証制度は、車いす使用者などの歩行が困難な方、移動の際に特別な配慮が必要な方に対し、共通の「利用証」を交付することで、利用対象者を明確にし、障害者等用駐車区画の適切利用を図ることを目的とする制度です。



- 全国的には「パーキングパーミット制度」と呼ばれており、令和5年2月間末現在、沖縄県を含む41府県が同様の制度を導入しています。同制度は、不適正な利用を抑制するだけでなく、内部障害者など外見から障害があることがわかりづらい方が区画を利用しやすい環境づくりにも効果があります。

## 2 施設管理者にとってのメリット

- (1) トラブルやクレームの減少、回避  
共通の利用証を掲示することで、利用対象者であることが明確となり、利用者間でのトラブルや施設管理者へのクレームの減少、回避が期待されます。
- (2) 施設利用者の満足度向上  
車いす使用者など区画を必要とする方がこれまで以上に利用しやすくなるとともに、周りの視線が気になって区画の利用を控えていた内部障害者、妊産婦などが気兼ねなく駐車できる環境が整備されることで、施設の利用満足度の向上に繋がります。
- (3) 共生社会の構築、SDGsの推進  
障害者、高齢者、妊産婦などの制度対象者や、それ以外の一般の方も含め、施設を利用する方々の相互理解が深まり、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の構築、SDGsの推進に貢献します。

# 協力区画登録の流れ

ちゅらパーキング利用証制度の対象区画（協力区画）として、区画の設置、表示、管理にご協力いただける場合は、以下の流れに沿って登録をお願いします。

## 1 協力区画の確保

ちゅらパーキング利用証制度としてご登録いただける協力区画の位置、区画数を決定してください。（区画の設置方法等については、3ページ以降をご覧ください。）



## 2 協力届出書の作成、提出

協力届出書の提出方法には、電子申請、メール・郵送申請があります。電子申請の場合は、専用WEBサイトからご登録ください。メール・郵送申請の場合は、「ちゅらパーキング利用証制度協力届出書（9ページ参照）」を作成し、沖縄県障害福祉課にご提出ください。

（電子申請） [http://s-kantan.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-okinawa-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=2043](http://s-kantan.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2043)

電子申請用QRコード→



（メール・郵送提出先） 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県 子ども生活福祉部 障害福祉課  
mail : aa029017@pref.okinawa.lg.jp



## 3 区画表示用資材、啓発用ポスター、チラシの送付

届出の受理後、沖縄県から区画表示用の資材（カラーコーンステッカー、看板貼付用ステッカー）及び啓発用ポスター、チラシを送付します。



## 4 協力区画の案内表示

送付された区画表示用資材を利用し、協力区画であることを表示してください。また、啓発用ポスターの掲示、チラシの設置配布にご協力ください。

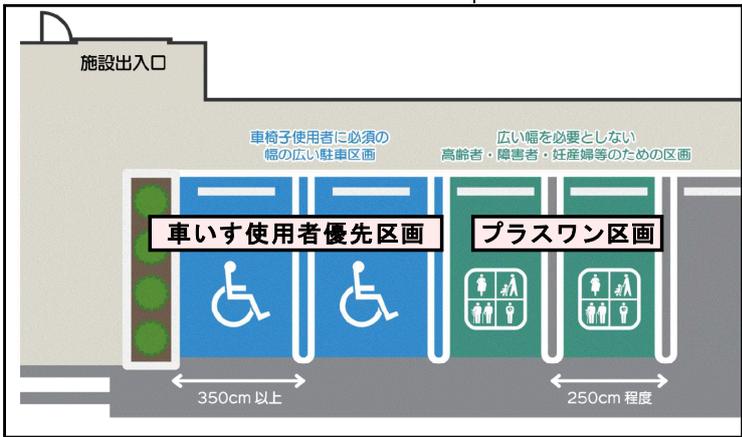


## 5 沖縄県ホームページへの掲載

登録していただいた協力区画については、施設名、区画数等の情報を沖縄県ホームページに掲載します。

# 区画の設置について

## 1 区画の種類

種類	車いす使用者優先区画	プラスワン区画
区画幅	幅員350cm以上	幅員250cm程度
区画の設置方法	<p>既存の障害者等用駐車区画を協力区画に登録していただくもので、<u>新たな設置は必要ありません。</u></p> 	<p>施設の出入口に近い位置にある通常幅の駐車区画を、協力区画として登録していただきます。<u>区画幅の変更（ラインの引き直し）は必要はありません。</u></p>
区画の表示	 <p>看板ステッカー (赤色)</p> <p>カラーコーン (赤色)</p>	 <p>看板ステッカー (緑色)</p> <p>カラーコーン (緑色)</p>
利用証の種類	 <p>(赤色)</p>	 <p>(緑色)</p>  <p>(オレンジ色)</p>
対象者	車いす使用者	その他の障害者、高齢者、妊産婦など

※区画の床面塗装は必須ではありません。

利用可

プラスワン区画がない駐車場かつ区画に余裕がある場合のみ利用可

利用可

## 2 区画の設置数

### (1) 車いす使用者優先区画（幅員350cm以上）

車いす使用者優先区画（法令上の名称は「車いす使用者用駐車施設」）は、バリアフリー法や沖縄県福祉のまちづくり条例に基づいて、一定の施設に設置が義務づけられている駐車区画です。

駐車場の全駐車台数に応じた必要な設置数は次のとおりです。

全駐車台数	車いす使用者優先区画
1～50台	1区画以上
51～100台	2区画以上
11～150台	3区画以上
151～200台	4区画以上
201台以上	全駐車台数 × 1% + 2台以上

※ 全駐車台数は来客者用のみとし、従業員用の駐車場等は含みません。

### (2) プラスワン区画（幅員250cm程度）

○ 既存の一般駐車区画のうち、建物の出入口付近にある区画をプラスワン区画として、登録をお願いします。駐車幅を変更する必要はありません。

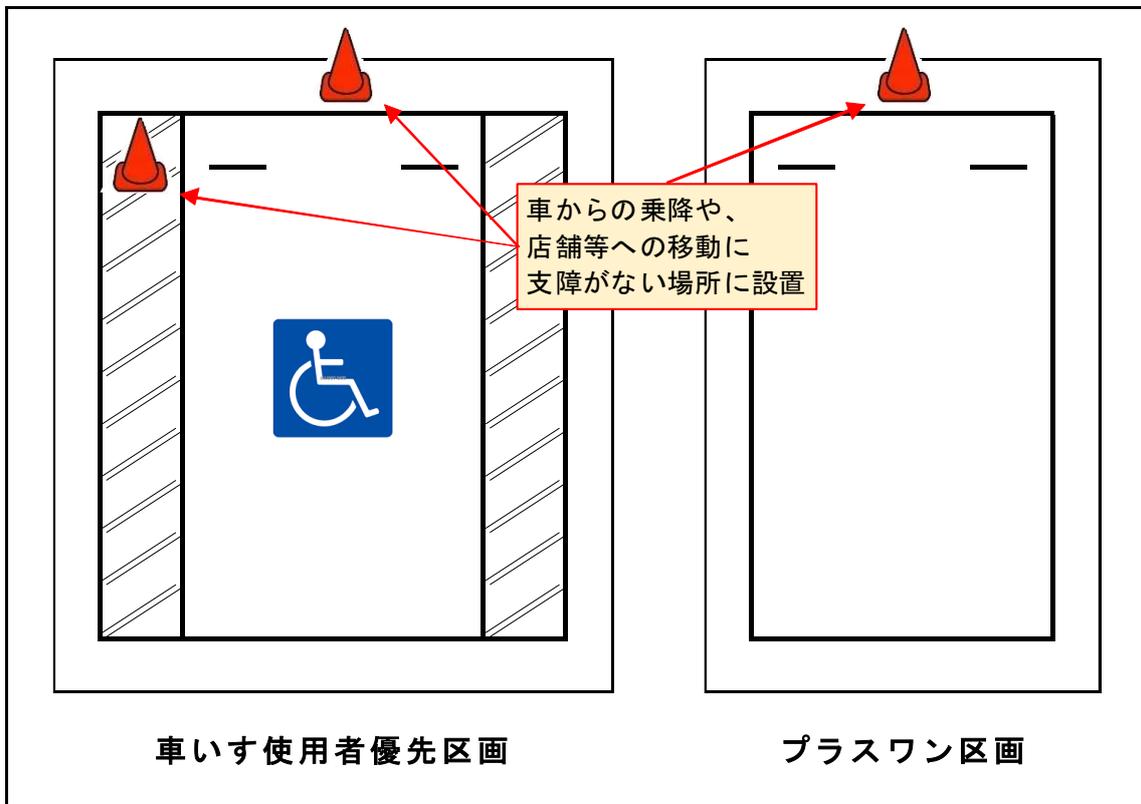
○ 設置数について規定はありませんが、車いす使用者優先区画と同数程度を目安に、可能な範囲で設置をお願いします。

○ プラスワン区画の設置が困難な場合には、車いす使用者優先区画のみでも本制度への登録は可能ですが、車いす使用者の駐車区画を確保するために、最低1区画以上の設置をお願いします。

※ 車いす使用者が車から乗降するには、ドアを全開にする必要があります。幅の広い「車いす使用者優先区画」しか利用できません。車いす使用者が区画をより利用しやすくするために、「プラスワン区画」の設置が必要となります。ご理解とご協力をお願いします。

# 区画の表示方法について

## 1 カラーコーンによる表示



- 案内表示を貼付したカラーコーンを設置して、協力区画であることを表示していただきます。
- 案内表示（カラーコーンステッカー）は県で作成し、ご登録いただいた施設にご希望の枚数を送付します。
- 区画を利用する障害者等は、**自らカラーコーンを動かすことが困難**な場合があります。警備員などが常駐している場合を除き、**カラーコーンは、車からの乗降や店舗等への移動に支障がない場所に設置するようお願いします。**

### ※ カラーコーン用ステッカーのデザイン

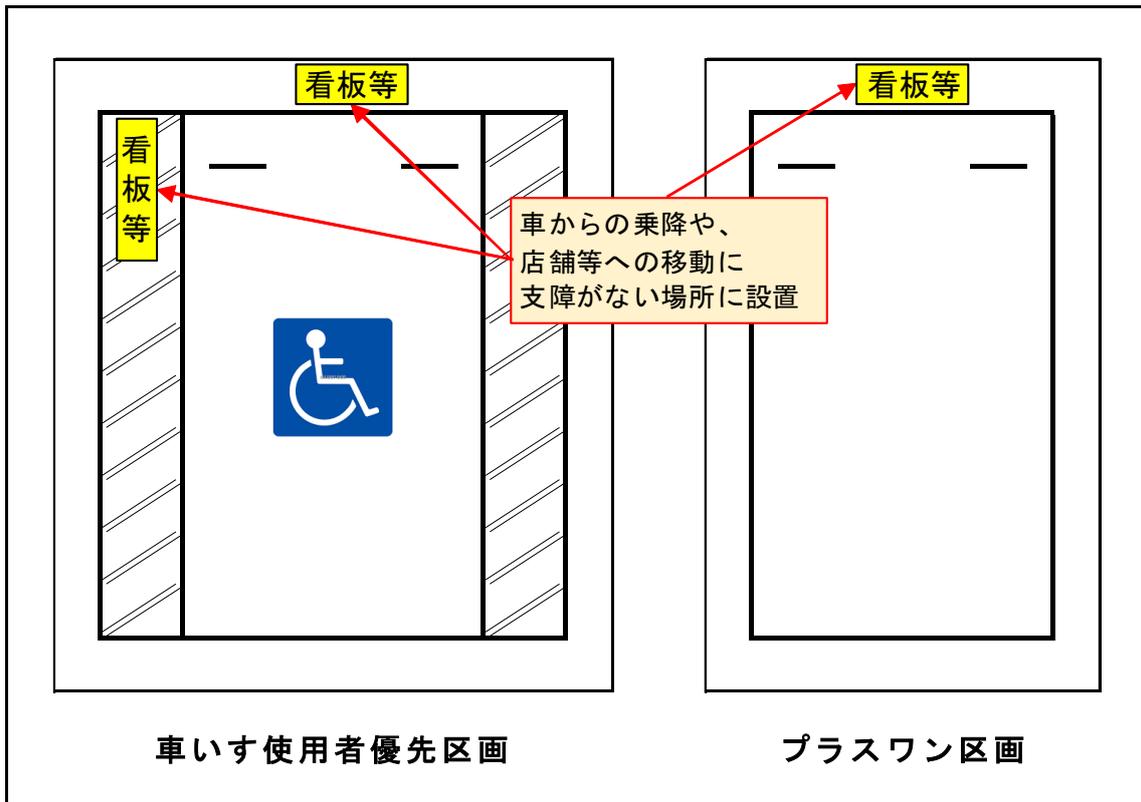


車いす優先区画（赤）



プラスワン区画（緑）

## 2 立て看板（移動式・固定式）、壁面看板等による表示



- 案内表示を貼付した看板を設置して、協力区画であることを表示していただきます。
- 案内表示（看板貼付用ステッカー／A2サイズ・A3サイズ）は県で作成し、ご登録いただいた施設にご希望の枚数を送付します。
- 移動式の看板を設置する場合は、車からの乗降や店舗等への出入りに支障がない場所に設置するようお願いします。

### ※ 看板貼付用ステッカーのデザイン

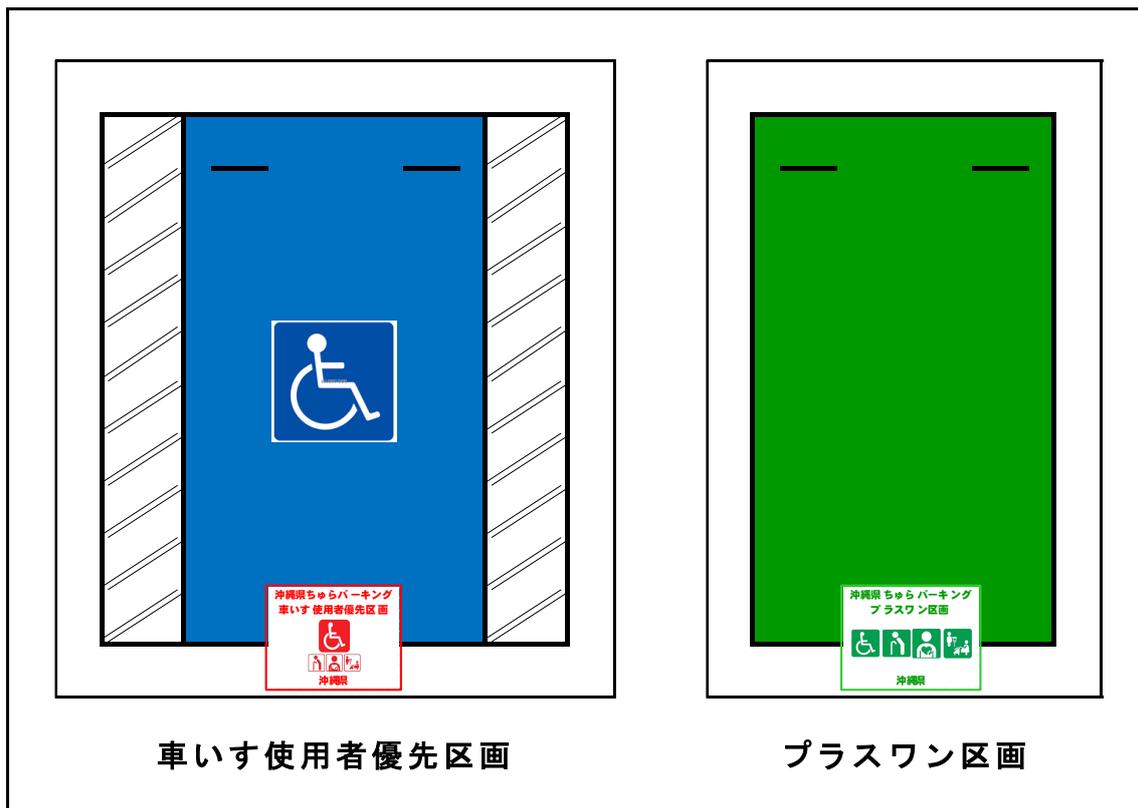


車いす優先区画（赤）



プラスワン区画（緑）

### 3 路面シート、床面塗装による表示



車いす使用者優先区画

プラスワン区画

- 協力区画であることを記載した路面シートを貼付する方法があります。
- 路面シートは視認性が高く、カラーコーンや立て看板と併せて設置することで表示効果が高まります。
- 路面シートの貼付には、溶融式又は貼付式があります。溶融式は、プライマー塗装のうえ、ガスバーナー等で焼き付ける必要がありますので、一定の機材を用意するか、専門業者に施工を依頼する必要があります。耐久性、耐摩耗性が高い特長があります。貼付式は、シールの貼付タイプとなります。路面シートは、県からの提供はありませんが、施設管理者で整備する際には、画像データを提供することができます。
- 路面シートの他に、床面全体を塗装する方法（車いす使用者優先区画：青色、プラスワン区画：緑色）も推奨しています。

#### ※ 路面シートのデザイン



車いす優先区画（赤）



プラスワン区画（緑）

# 区画の管理について

## 1 制度の周知、注意喚起

- 利用証を掲示していない車両が協力区画に駐車している場合には、注意喚起チラシ（11ページ参照）をワイパーに挟み込むなど、本制度の周知につきましてご協力をお願いします。
- 本制度は、障害者等用駐車区画の適正利用を図ることを目的としたもので、利用証を掲示せずに区画を利用した方を罰することは目的としていません。
- 利用証を持たない方の中にも、区画の利用が必要な方がいることも考えられます。その様な場合には、区画の利用を禁じるなどの画一的な取扱いはせず、本制度の周知にご協力をいただきますようお願いいたします。

## 2 同様の制度との関係

- 令和5年2月末現在で、沖縄県を含む41府県2市において、本制度と同様の制度が導入されています。
- 既に制度導入済み自治体とは、相互利用協定を締結しました。協定により、各自自治体が発行した利用証でも、県内の協力区画の利用が可能となります。協定を締結している県外の自治体名及び当該自治体が発行する利用証のデザイン等については、県障害福祉課のホームページをご覧ください。
- 既に導入していた那覇市及び浦添市は、令和4年9月までの移行期間後、現在、本制度に完全移行となりました。  
※両市が発行していた利用証。



沖縄県ちゅらパーキング利用証制度 協力届出書

記入例

年 月 日

沖縄県知事 あて

所在地	沖縄県那覇市泉崎〇〇-〇
法人名・施設名・店舗名等	株式会社〇〇
代表者 職・氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇

※個人の場合は、「代表者 職・氏名」欄に個人名を記載してください。 ※押印は不要です。

No.	施設名・店舗名 (支店名・駐車場名など)	施設所在地 (ステッカー類の送付先)	協力区画数		案内表示希望枚数					
			車いす使用者 優先区画 (350cm以上)	プラスワン 区画 (250cm程度)	カラーコーン用 ステッカー		看板用ステッカー			
					車いす使用者 優先区画用	プラスワン 区画用	A3サイズ		A2サイズ	
				車いす使用者 優先区画用			プラスワン 区画用	車いす使用者 優先区画用	プラスワン 区画用	
1	〇〇ショッピングセンター(第一駐車場)	〒901-1411 那覇市泉崎〇〇-〇	2	2	2	2	1	1		
2	〇〇ショッピングセンター(第二駐車場)	// //	3	1	3	1			3	1
3										
4										
5										
6										
7										
8										

施設の使用	スーパーマーケット・ショッピングセンター・ホームセンター等	(その他の場合に記載)
-------	-------------------------------	-------------

※施設の使用を選択してください。「その他」を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

担当部署名	株式会社〇〇 総務課		
担当者職・氏名	係長 〇〇 〇〇	E-mail	〇〇〇@〇〇co.jp
電話番号	098-111-1111	F A X	098-222-2222

※裏面の記載要領を参考にしてください。

(裏面)

【記載要領】

- 1 本届出書は、以下の事項にご協力いただける場合に沖縄県障害福祉課にメール又は郵送でご提出ください。
  - ① 協力区画の設置登録、県から配付される案内表示(カラーコーン用ステッカー、看板用ステッカー)等による該当区画への掲示
  - ② 協力区画の適切な管理(利用証を掲示していない車両への適正利用の呼びかけなど)
- 2 「施設名・店舗名」欄は、官公署、店舗名など施設の名称を記載してください。県のホームページでは、ここに記載された名称で紹介させていただきます。なお、第1駐車場、第2駐車場のように同一施設で複数箇所に駐車施設がある場合は、それぞれ別の行に記載してください。行が不足する場合は、「別紙」をご活用ください。
- 3 「協力区画数」欄は、ちゅらパーキング利用証制度の協力区画として登録いただける台数を記載してください。
- 4 「案内表示希望枚数」の欄は、希望する枚数を記載してください。なお、希望枚数が多数となる場合は、御希望に添えないことがあります。
- 5 今回ご登録いただく内容に変更が生じた場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【提出先・問合せ先】  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟3階北側  
沖縄県 子ども生活福祉部 障害福祉課  
電話：098-866-2190 mail：aa029017@pref.okinawa.lg.jp

# 注意喚起チラシ

## 沖縄県ちゅらパーキング協力区画を利用される方へ

この区画は、沖縄県発行の「ちゅらパーキング利用証」をお持ちの方が利用できます。

### 利用証をお持ちの方

区画を利用する際は、利用証をバックミラーに掛け、<sup>おもて</sup>表面が車外から見えるように掲示してください。

### 利用証をお持ちでない方

以下の交付基準に該当する方には、沖縄県障害福祉課、各市町村障害者福祉担当課等において、「ちゅらパーキング利用証」を発行しています。

お手数ですが、最寄りの窓口で申請していただきますようよろしくお願いいたします。  
本制度の詳細につきましては、沖縄県障害福祉課ホームページをご覧くださいか、下記の問い合わせ先にご照会ください。

No.	区分		交付基準
1	視覚障害		1級～4級
2	平衡機能障害		1級～5級
3	肢体不自由	上肢	1級、2級
4		下肢	1級～6級
5		体幹	1級～5級
6	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
7		移動機能	1級～6級
8	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害		1級～4級
9	知的障害		A1、A2
10	精神障害		1級
11	難病患者		障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している者（特定医療費（指定難病）受給者等） 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者
12	高齢者等		要介護1以上
13	妊産婦	産前	妊娠7ヶ月から
14		産後	産後1年6ヶ月まで
15	その他知事が必要と認める者	上記区分のうちで交付基準に該当しない者のうち、歩行が困難又は移動の際に配慮が必要な者	上記区分のうちで交付基準に該当しない者のうち、歩行が困難又は移動の際に配慮が必要な者
		その他の障害、一時的な怪我や病気等により歩行が困難又は移動の際に配慮が必要な者	



沖縄県

(問い合わせ先) 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県 子ども生活福祉部 障害福祉課

電話:098-866-2190 mail:aa029017@pref.okinawa.lg.jp

## Q & A

### 1 制度内容について

#### Q 1 ちゅらパーキング利用証制度の目的

- A ① 障害者等用駐車区画（法令上の名称は「車いす使用者用駐車施設」）は、バリアフリー法や沖縄県福祉のまちづくり条例に基づき、一定の施設に設置が義務づけられている駐車区画です。利用対象者が明確でないため、必要性の低い方が駐車するなどの不適正な利用があり、本当に必要とする方が駐車できないといった課題があります。
- ② また、外見から障害があることがわかりづらい内部障害者などは、気兼ねしてしまい、区画を利用しにくいといった課題も挙げられています。
- ③ 本制度は、これらの課題を解消するために導入するもので、その大きなメリットは以下の2点となります。
- ・ 利用対象者を明確にすることで不適正な利用を抑制すること
  - ・ 外見から障害があることがわかりづらい方が利用しやすくなること

#### Q 2 制度の対象者はどのような考え方で決めたか。

- A ① 障害者等用駐車区画の設置数は十分ではなく、全ての障害者、高齢者等が支障なく駐車できる数を確保することは難しい状況にあります。
- ② 実際に、同様の制度を既に導入している他府県においても、駐車区画が十分でなく、制度対象者が駐車できないといった課題が挙げられています。
- ③ 沖縄県では、その様な状況も踏まえ、障害当事者や有識者などで構成する「沖縄県福祉のまちづくり審議会」での議論を踏まえ、他府県の状況なども参考に制度対象者を決定しました。

#### Q 3 これまで利用していた障害者や高齢者の一部は、今後利用できなくなることもあるのか。

- A ① 例えば、歩行に問題のない高齢者などについては、そのような方が出てくることが予想されます。
- ② 障害者等用駐車区画の設置根拠となるバリアフリー法では、同駐車区画は、車いす使用者以外にも「身体機能上の制限がある障害者、高齢者等」も利用できることとしています。ただ、それに該当するかは利用者の主観的な判断となるため、必要性の低い方々も利用してしまい、本当に必要な

方が利用できないということが現状の課題であり、この課題を解消することが本制度の目的です。より配慮の必要性が高い方々が駐車しやすい環境を整備するための制度となりますのでご理解をお願いします。

- ③ また、障害者手帳等の交付基準を満たさない方でも、医師の診断書等で、歩行が困難であること等が確認できれば、利用証（オレンジ色）の交付を受けることができます。

**Q 4 今後、対象者の範囲を見直すことはあるのか。**

- A 対象者の範囲については、制度導入後の状況等を踏まえ、関係団体等からの意見を聴いた上で、必要に応じて見直しを検討したいと考えています。

**Q 5 利用証の有効期間について**

- A ① 有効期間は、妊産婦については、妊娠7か月から産後1年6か月まで、一時的なケガ人など障害者手帳等の交付基準を満たさない方については、医師の診断書等に基づき最長で1年の有効期間があります。
- ② 一方で、障害者手帳、難病患者、要介護認定等により交付基準を満たす方の場合には有効期間はありません。ただし、この場合でも、交付基準を満たさなくなった際には、利用証を返却する必要があります。
- ③ 有効期間の考え方については、障害当事者からのご意見や同様の制度を導入している他府県の取扱いを参考に、申請者や交付事務の負担を考慮し決定しました。

**Q 6 すでに障害者等用駐車区画を設置しているが、協力区画に登録する必要があるのか。**

- A ① 「障害者等用駐車区画」の設置根拠はバリアフリー法等となっており、法を所管する国交省では、同駐車区画は車いす使用者以外にも「身体の機能上の制限を受ける高齢者・障害者等」は利用できるものとしています。
- ② しかし、その明確な基準がないため、必要性の低い方（例えば歩行に問題のない高齢者など）の利用があることや、施設管理者としては必要性の判断が困難といった課題があり、全国的に本制度と同様の制度の導入が進んでいる状況です。
- ③ 協力区画に登録した場合には、基本的には利用証の掲示が区画利用の条件となるため、注意喚起の声かけがしやすくなります。また、同様の制度を導入している他府県の多くでは、区画の適正利用が促進されたとの報告

がされており、県としてはより多くの施設管理者に協力区画の登録をお願いしたいと考えています。

**Q 7 協力区画に登録することで、施設管理者にとってどのようなメリットがあるのか。**

- A
- ① 障害者等用駐車区画は、明確な利用対象者の基準がないため、区画を利用する方の「必要性」を判断することが難しく、施設管理者にとっては、不適正な利用と思われる方への声掛けが困難という課題があります。
  - ② また、必要性が低い方が利用することで、車いす利用者などその区画にしか駐車できない方が利用できず、施設の利用そのものを諦めざるを得ないといった課題もあります。
  - ③ こうした現状を踏まえて、協力区画に登録することで、利用対象者が明確になり、施設管理者にとっても次のようなメリットがあります。
    - ・ 利用者間のトラブルや施設管理者へのクレームの減少、回避が期待できる。
    - ・ 車いす利用者など必要性の高い方が利用しやすくなるとともに、周りの視線が気になって区画の利用を控えていた内部障害者や妊産婦などが気兼ねすることなく利用できるようになり、施設の利用満足度の向上が期待できる。
    - ・ 駐車しやすい環境を整備されるとともに、施設を利用する方々の相互理解が深まり、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会、SDGsの推進に貢献できる。

**Q 8 制度に対する質問や苦情があった場合の対応は。**

- A
- ① 本マニュアルでご回答ができる質問については、施設管理者の皆さまにご対応いただけますと大変助かります。
  - ② 回答が困難な場合や、制度そのものへの苦情については、制度の実施者は県であることを説明の上、県障害福祉課（098-866-2190）に問い合わせるようご案内ください。

## 2 利用証・区画の利用方法について

### Q 9 利用証の種類と考え方について

A 利用証には以下の3種類があります。

① 車いす利用者用（赤色）

常時車いすを利用する方専用の利用証です。この利用者証を持つ方は、車いす利用者優先区画（車いすマークの掲示された幅の広い駐車区画）を優先的に利用することができます。利用証の有効期間はありません。

② その他の障害者、難病患者、高齢者等用（緑色）

①以外の障害者、難病患者、高齢者等用の利用証です。この利用者証を持つ方は、プラスワン区画（通常幅の駐車区画）を優先的に利用することができます。他、プラスワン区画がない駐車場においては、車いす使用者に十分配慮の上、車いす利用者優先区画を利用することができます。利用証の有効期間はありません。

③ 妊産婦、その他の方用（オレンジ色）

妊娠7ヶ月から産後1年半までの妊産婦、一時的なケガや病気等により歩行が困難な方など用の利用証です。区画の利用方法は②と同様ですが、利用証の有効期間があります。

利用証の種類	区画の利用方法		有効期間
	車いす利用者優先区画 （幅広区画）	プラスワン区画 （通常幅区画）	
車いす利用者 （赤色利用証）	○	—	なし
その他の障害者・高齢者等 （緑色利用証）	△（※注）	○	なし
妊産婦、けが人等 （オレンジ色利用証）	△（※注）	○	あり

※注 緑色・オレンジ色の利用証でも、プラスワン区画がない駐車場においては「車いす利用者優先区画」を利用することができますが、車いす使用者は同区画しか利用できないことを考慮の上、区画に余裕がない場合などは利用を控えるようご理解をお願いします。

### Q10 車いす利用者用の利用証（赤色）の交付対象者の考え方は。

A ① 車いすを利用する方は、車のドアを全開にしなければ、車から乗降できません。そのため、車いす利用者優先区画は、幅員が350センチメートル

以上に設定されています（⇒幅広区画）。

- ② 本制度では、車いす使用者が優先的に幅広区画を利用できるように、他の利用者とは利用証の種類を分けることとし、以下に該当する方は、車いす使用が見込まれる方として、車いす使用者用の利用証（赤色）を交付することとしています。
- ・ 肢体不自由（下肢）の1級又は2級の方
  - ・ 肢体不自由（体幹）の1級、2級又は3級の方
  - ・ 脳原性運動機能障害（移動機能障害）の1級又は2級の方
  - ・ 要介護3、4又は5の方
- ③ また、これらに該当しない方でも、車いすを常時かつ永続的に使用する方は、医師の診断書・意見書等で、その旨が確認できれば交付することができます。

**Q11 一時的なケガなどで車いすを使用する場合には、車いす使用者用の利用証（赤色）の対象とならないのか。**

- A ① 交付対象にはなりません。車いす使用者が自ら運転するには、車両の改造等が必要であり、一時的なケガなどにより車いすを使用する方は、自ら運転することはないものと考えられます。
- ② 家族等が運転する車に同乗する場合には、一般区画や乗降所の利用が可能であり、幅の広い車いす使用者優先区画である必要性は高くありません。
- ③ 赤色利用証は、自ら運転する方に限定していませんが、有効期間のない利用証であることも踏まえ、一時的なケガなどで車いすを使用する方には、他のケガ人等と同様にオレンジ色の利用証を交付することとしています。

**Q12 県内にある全ての障害者等用駐車区画（車いすマークのある駐車区画）がこの制度で利用できる区画になるのか。**

- A 本制度で利用できるのは、施設管理者からの届出に基づき県が登録した協力区画となります。利用できる区画には、「ちゅらパーキング制度協力区画」であることを示す案内表示がなされることになっています。

**Q13 障害者手帳等の交付基準を満たしていても、利用証がなければ駐車できないのか。**

- A ① 原則として駐車はできません。手帳等の提示で利用できることとすると、

区画の適正利用を図ることを目的とする本制度の意義が失われることとなります。不適正な利用を抑制し、本当に必要な人が利用できる環境を整備するためですので、ご理解をお願いします。

- ② ただし、利用証を持たない方の中にも、区画の利用が必要な方がいることも考えられます。その様な場合には、注意喚起チラシをワイパーに挟み込むなど、制度の周知にご協力をいただきますようお願いいたします。

**Q14 この利用証で、県外の駐車区画も利用できるのか。**

- A 同様の制度を導入している県外の自治体とは、相互利用協定を締結しました。締結により、各自治体が設置する駐車区画についても、本制度における利用証で駐車が可能となりました。

協定を締結している県外の自治体名及び当該自治体が発行する利用証のデザイン等については、県障害福祉課のホームページをご確認ください。

**Q15 他県が発行した利用証でも、県内の駐車区画が利用できるのか。**

- A 相互利用協定の締結により、県外の自治体が発行した利用証であれば、利用が可能となりました。協定を締結している県外の自治体名及び当該自治体が発行する利用証のデザイン等については、県障害福祉課のホームページをご確認ください。

### 3 区画の整備・管理について

Q16 協力区画の設置、登録は義務か。

A 義務ではありません。制度の趣旨をご理解いただき、協力区画の設置にご協力いただける場合はご登録いただきますようお願いいたします。

Q17 車いす使用者優先区画、プラスワン区画のうち、いずれか一方だけでも登録は可能か。

- A ① 登録可能です。ただし、既に障害者等用駐車区画がある施設については、車いす使用者優先区画にご登録いただくとともに、プラスワン区画の設置、登録にもできる限りご協力いただきますようお願いいたします。
- ② 現在、障害者等用駐車区画がない施設については、区画幅の変更（ラインの引き直し）は難しいと考えられるため、プラスワン区画の登録だけでも問題ありません。

Q18 駐車台数が少なく、プラスワン区画を整備することで一般の方の駐車スペースを圧迫してしまうが、必ず整備しなければいけないか。

- A ① プラスワン区画は必ず整備しなければいけないというものではありませんが、車いす使用者が幅の広い車いす使用者優先区画を利用し、その他の方はプラスワン区画を利用できる環境を整備することが最も望ましいものと考えています。
- ② 制度の趣旨をご理解いただき、各施設の状況等も勘案しながら、最低1区画以上のプラスワン区画の設置にご協力をお願いします。

Q19 利用証を所持していない方（制度を知らない方、同様の制度を実施していない他県から来た方等）が、歩行困難等を理由に協力区画を利用したい旨の申出があった場合、どのように対応すればよいか。

- A ① 利用証がないことを理由に協力区画の利用を禁止するのではなく、その方の状況を確認した上で、区画の利用が必要であれば協力区画を利用するようにご案内ください。
- ② 県内にお住まいの方で本制度を知らない方の場合は、制度の周知、利用証の取得をご案内するようご協力をお願いします。

**Q20 車いすマーク（国際シンボルマーク）のステッカーを貼っている車が、協力区画を利用している場合の対応は。**

- A ① 車いすマーク（国際シンボルマーク）は、障害のある人々が利用できる建築物や施設であることを示すマークであり、車に貼付することは本来の主旨とは異なります。
- ② このステッカーは、カー用品店や百元ショップ等で誰でも購入することができ、真に協力区画を必要としている方であるかどうかは判別できません。そのような場合には、注意喚起文書により、本制度の周知、利用証の取得をご案内するようご協力をお願いします。



車いすマーク

**Q21 「利用証があるのに駐車できない」という苦情があった場合の対応は。**

- A ① 利用証は、必ず駐車できることを必ず約束するものではなく、満車の場合等は駐車できないことがあることをご説明ください。そのことは、利用証の裏面にも記載しています。
- ② それでも納得いただけない場合は、県障害福祉課（098-866-2190）をご案内ください。

**Q22 「利用証のない車が駐車している」という苦情があった場合の対応は。**

- A ① 利用証がなくても歩行困難な方がいる場合もあり、利用証がないからと言って、一概に駐車できないわけではないことをご説明ください。また、当該車両には利用証の取得促進に向けた案内をする旨を説明して、注意喚起ちらしをワイパーに挟み込むなどのご対応をお願いします。
- ② それでも納得いただけない場合は、県障害福祉課（098-866-2190）をご案内ください。